

羅馬字にて日本語の書き方

羅馬字會





會  
日

翠  
流



### 緒言

羅馬字會の書き方取調委員は人員四十名にして明治十八年二月三日始めて東京大學理學部に集會し外山正一氏を議長に寺尾壽氏を副議長に撰舉し又チャンバレーン氏イービー氏外山氏寺尾氏并に余等二人を書き方の原案を作る委員に撰みたり原案委員は博く内外の學士に意見を詢むて三たび集會し集議の席にはヘボン氏ビテヒヨウ氏を招待して其説を聽き熟議の上原案を作りたり書き方取調委員ハ此原案を基として五ゑび會議を開き三月廿七日を以て書き方を議定し畢りたれば今之を清書し印刷に附して會員に

類つ

委員の議定したる書き方を閱するに次の三箇條に適合せしむるなり

第一羅馬字を用ふるには其子字は英吉利語に於て通常なる音を取り其母字は伊太利亞語の音即ち獨逸語又は拉丁語の音を採用する事

第二假名の用ひ方に據らずして發音に従ふ事

第三教育を受けたる東京人の間に行はるゝ發音を以て成るべきだけ標準とする事

委員は皆繁務なる人なれども非常の盡力を以て遂に諸人が簡便にして實地に適當せりと認むる所の書き

方を定むるに至りたれば會員諸君之を熟讀せられ之に據て日本語を綴り彼の學び易らざる漢字をして跡と絶つに至らしめ以て眞の知識を得るの道を容易ならしめられんことを希望す

羅馬字會幹事

神田 乃 武

矢田 部 良 吉

明治十八年四月

## 羅馬字よて日本語の書き方

第一條 羅馬字の二十六字にて其名の次の如し

ア	ベ	チ	デ	エ	フ	グ	ハイ	ジ	カ	マ	ナ	オ	ペ	ク	ラ	サ	タ	ウ	リ	ヤ	ゼ				
a	be	chi	de	e	fu	ge	ha	i	ji	ka	el	ma	na	o	pe	ku	ra	sa	ta	u	vu	wa	eks	ya	ze

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

上の二十六字の中L Q V Xの日本語を書くよ用ひず

第二條 A I U E Oの五つの母字の假名文字の音を表はすこと次の如し

A ア 例へば *ami* 網 *ami* 安

I イ、キ 例へば *iro* 色 *iru* 居 *isu* 燈又 *ito* を *い* と讀むとき例へば *ko* 燈

U ウ 例へば *usu* 賣又 *u* を *う* と讀むとき例へば *kan* 買

B, E, E 例へば be 蝦 be 關 be 又 be 左 be be と讀むとき例へば ma 前  
 O, O, O 例へば oo 音 oo 屋 oo 又 oo oo oo と讀むとき例へば oo 韻

但しテニチハの「へ及び」は「及び」...と書くべし又上の五つ  
 の母字はカキクケコ、サシスセソ等の假名文字の母音を表はすに  
 用ふ

第三條 長き音の母字は字の上区「」の特標を附けて之を短き音と異  
 別す次の如し

Ä ä    Ū ū    Ê ê    Ô ô

但しŪ Ūの外は用ゐることを少し尙第八條より第十二條までを見  
 るべし

第四條 一つの子字と一つの母字とを以て組立てたる短き音を羅馬  
 字の順序に従ひ列ね記すこと次の如し

ba	バ	bi	ビ	be	ベ	bo	ボ	da	ダ	de	デ	do	ド	fu	フ	ga	ガ	gi	ギ	ge	ゲ	go	ゴ	ha	ハ	hi	ヒ	he	ヘ	ho	ホ
ja	ジャ	ji	ジ	je	ジェ	jo	ジョ	ka	カ	ki	キ	ke	ケ	ko	コ	ma	マ	mi	ミ	me	メ	mo	モ	na	ナ	ni	ニ	ne	ネ	no	ノ
pa	パ	pi	ピ	pe	ペ	po	ポ	ra	ラ	ri	リ	re	レ	ro	ロ	sa	サ	si	シ	se	セ	so	ソ	ta	タ	te	テ	to	ト		

wa 「ハ」を「ワ」で讀むとき「wa」を「わ」と書くべし例へば「ア」ニ「ハ」の「ハ」及び終  
 「の」「ハ」の如し

wo ナ テニチハの「ナ」に限り之を用ふ其外の「ナ」は皆「と」書くべし

ya yu ye 「テニチハ」の「ハ」に限り「yo」を用ふ其外の「エ」の音の皆「と」書  
 くべし

yo ヨ  
za ザ  
zu ズ  
ze ゼ  
zo ゴ

第五條 二つの子字と一つの母字とを以て組立てたる短き音を羅馬字の順序に従ひ列ね記すこと次の如し

lya	lyu	cha	chi	chu	cho	gya	gyu	gyo	hya	hyu	hyo	kya	kyu	kyo	mya	myu	myo
bya	byu	byo	pya	pyu	pyo	rya	ryu	ryo	sha	shi	shu	sho	tsu				

此外に二つの音あり即ち

gwa  
kwa

第六條 此の二つの音の用ひ方は第七條を見るべし  
長き音を書くには第三條の規則に従ふべし次に其例を擧ぐ

ラ  
bi  
hu  
bō  
bō

平常用かる所の長き音を次に列ね記す

gō gū fū dō chō chū byō byū bō  
 冥合 偶 風 道 長 間 病 露  
 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合  
 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合 冥合

kyō kō kū jō jū hyō hō gō gū  
 久 高 空 娘 柔 評 方 行 牛  
 久 高 空 娘 柔 評 方 行 牛  
 久 高 空 娘 柔 評 方 行 牛  
 久 高 空 娘 柔 評 方 行 牛

ryū rō pyō pō pū ō uyō nyū nī myō mō kyō

柳 京共喬松今日  
毛盲 明苗  
農納 乳乳入  
尿女房 應鈴與押王六  
南風 本邦年俵説法説法  
一兵六俠 老樓雄  
柳立

sō zū yō yū tsū tō shō shū sō sū ryō

頤龍 數 爭奕 州州集 生核小妾 唐東餐 通 有有由邑夕暮 洋洋用用要藥漸 造雜難增

第七條

火回書貫活及び吹外願月等の音ハ kwan, kwai, kwaku, kwan, kwaku, 及び gwa, gwai, gwaku と書くヨリ ka, kai, kaku, kan, kaku 及び ga, gai, gau, gaku と書くとも各人の好に任す也  
第八條 莫永計藝海税ノ漢字平米權柄明禮等の音ハ ei, kai, gai, sai, zai, tai, doi, hoi, hoi, kai, kompei, moi, rei ヲ書くべし。e, kō, gō 等と書く可らず

第九條

新舊者言謙小キ絶伊引ヲ等の音ハ Ninamo, moishi, iivaku, chisaki, Kiri, hito ヲ書キ Ninamo, moishi 等ヲ書くべからず  
第十條 思ノ語ノ起ノ語ノ迷ノ等の動詞ハ onou, kou, ōi, kom, mayon 等ヲ書キ onō, kō, ō 等と書くべからず

第十一條

救ノ吸ノ糲ノ狂ノ振ノ等の動詞ハ seikon, san, nan, kuran, furua ヲ書キ suikō, sū, nū 等と書くべからず





yukimatsu, yukuan, yukkeri, yukuboshi, yukuba, yukubuo, yukimasa.

但し助語二つ以上の音を以て成るときはハイフンを以て之を動詞より分断するも妨なし例へば yukubekawan, yukikorashi.

第十八條 句點及び頭字の用ひ方は英吉利の文に異なることなし其概要を次に示す

肝要なる句點六つあり即ち

(第一)・(第二)・(第三)・(第四)・(第五)・(第六)歎息

〔一〕は句切りの最小き區分を示すに用ひ〔二〕は稍大なる區分を示すに用ひ〔三〕を以て示したる區分より更に意味の完全區分を示すに用ひ〔四〕は句切りの意味完く終りたるとき即ち一句切りの終りに用ひ〔五〕は疑問を表はす句切りに用ひ〔六〕は感歎を表はす句切りに用ひ

上の外に符號數種あり其重なるものハ次の如し

一横線 ( ) 括弧 [ ] 鈎括弧 “ ” 引用 - ハイフン

〔一〕は文句の組立急に變りたる時杯に用ひ〔二〕及び〔三〕は挿註に用ひ〔四〕は他の書物より文句を引用するとき又は文中に他の人の談話を其儘に寫すときに用ひ〔五〕は第十六條第十七條の場合に用ひ又は二行に跨りたる一つの語の其二つの語に非ることを示す爲に行の終りに用ひ

頭字は一句切りの最初の語の初の子、固有名詞、尊稱等の初の子を用ひ以上述る所は甚簡畧にして意味を盡さず唯句點頭字等の重なる用ひ方を粗ぼ示すのみ

第十九條 羅馬字と假名との關係を一目して瞭かならしめんが爲に之を比較したる表を次に掲ぐ然れども羅馬字を以て日本語を書く

## 假名と羅馬字との比較表

ra	ら	ka	か	ga	が	sa	さ	za	ざ	ta	た	da	だ	na	な	ba	ば	pa	ぱ	mu	む	yu	ゆ	wa	わ				
ri	り	ki	き	gi	ぎ	shi	し	ji	じ	chi	ち	ni	に	hi	ひ	bi	び	pi	ぴ	mi	み	i	い	ri	り	i	い		
ru	る	ku	く	gu	ぐ	su	す	zu	ず	tsu	つ	zu	ず	nu	ぬ	fu	ふ	bu	ぶ	pu	ぷ	nu	ぬ	yu	ゆ	ru	る	u	う
ro	ろ	ko	こ	go	ご	so	そ	zo	ぞ	to	と	do	ど	ne	ね	ho	ほ	bo	ぼ	po	ぽ	no	の	yo	よ	re	れ	e	え
ro	ろ	ko	こ	go	ご	so	そ	zo	ぞ	to	と	do	ど	no	の	ho	ほ	bo	ぼ	po	ぽ	no	の	yo	よ	ro	ろ	wo	わ

kyu kyu ksha kja kcha kja nyu hyu byu pyu myu ryu

kyu kyu kshu kju kchu kju nyu hyu byu pyu myu ryu

kyo kyo kcho kjo kcho kjo nyu hyo byo pyo myo ryu

kwā gwā  
ka ga

には假名に泥ますして發音を標準となすべきこと勿論なり例へば第六條に「カフ」なる假名と「ミ」を書けり是れ「カフ」を「ミ」で讀むときは「カフ」なり實と云ふ動詞を「カウ」と讀むときは「カフ」なり然るに「ハ」風「ワ」の音を帶ふ斯かる場合には「ミ」を書かざるを得ず例へば變 *kawan* 岩 *ina* の如し故に次の表を用ふるには能く注意して假名と發音との異同を辨別せざるべからず

明治十八年五月九日出版御題  
同年五月十八日出版

定價金二錢

編者 堀井羅止族

出版人 堀井羅止族

山田堯扶

東京神田中區善四丁目番地

發行所 堀馬字會

同番地

大賣捌所

東京神田區神保町

澤屋蘇吉

東京日本橋區三丁目

丸善書店